

# 条例議案参考資料

(議案第98号～議案第105号)

令和3年第3回(9月)川口市議会定例会

## 令和3年第3回（9月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 98号参考資料	川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 99号参考資料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3
議案第100号参考資料	川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	4
議案第101号参考資料	川口市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5
議案第102号参考資料	川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6
議案第103号参考資料	川口市立グリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	8
議案第104号参考資料	川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	16
議案第105号参考資料	川口市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案新旧対照表……………	18

議案第 98号参考資料

川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>（保有特定個人情報の提供先への通知）</p> <p>第27条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第30条 (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>（保有特定個人情報の提供先への通知）</p> <p>第27条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第30条 (略)</p>

2～4 (略)

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法\_\_\_\_\_第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

2～4 (略)

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

議案第 99号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）  
（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第11号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会実施機関の欄に掲げる実施機関が、同表の情報提供実施機関の欄に掲げる実施機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供実施機関の欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第10号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会実施機関の欄に掲げる実施機関が、同表の情報提供実施機関の欄に掲げる実施機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供実施機関の欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>



議案第101号参考資料

川口市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市老人福祉センター設置及び管理条例（平成4年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行										
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 555 1066 715"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 555 636 608">名称</th> <th data-bbox="638 555 1066 608">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="129 609 1066 662">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 663 636 715">川口市老人福祉センター青木たたら荘</td> <td data-bbox="638 663 1066 715">川口市青木3丁目3番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		川口市老人福祉センター青木たたら荘	川口市青木3丁目3番1号	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 555 2110 662"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 555 1680 608">名称</th> <th data-bbox="1682 555 2110 608">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1173 609 2110 662">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）	
名称	位置										
（略）											
川口市老人福祉センター青木たたら荘	川口市青木3丁目3番1号										
名称	位置										
（略）											

議案第102号参考資料

川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市中小企業融資条例（平成12年条例第78号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この条例において「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下この項において「強化法」という。）<u>第2条第29項第1号</u>に掲げる者のうち、1月以内に<u>同条第28項第1号</u>に掲げる創業を行う具体的な計画を有するものであって、事業を開始する日に中小企業者となるもの</p> <p>(2) 強化法第2条第29項第2号に掲げる者であって、中小企業者であるもの</p> <p>(3) 強化法第2条第29項第3号に掲げる者のうち、2月以内に<u>同条第28項第2号</u>に掲げる創業を行う具体的な計画を有するものであって、会社を設立する日に中小企業者となるもの</p> <p>(4) 強化法第2条第29項第4号に掲げる者であって、中小企業者であるもの</p> <p>(5) 強化法第2条第29項第5号に掲げる者であって、新たに設立される会社が中小企業者であるもの</p> <p>(6) 強化法第2条第29項第6号に掲げる者であって、中小企業者であるもの</p> <p>5～8 （略）</p> <p>（利子助成の額等）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 利子助成の対象額は、前条第1号に規定する資金にあつては1事業者につき融資を受けた額、<u>同条第2号及び第3号</u>に規定する資金にあつては1事業者につき融資を受けた額の2分の1に相当する額を限度とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この条例において「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下この項において「強化法」という。）<u>第2条第24項第1号</u>に掲げる者のうち、1月以内に<u>同条第23項第1号</u>に掲げる創業を行う具体的な計画を有するものであって、事業を開始する日に中小企業者となるもの</p> <p>(2) 強化法第2条第24項第2号に掲げる者であって、中小企業者であるもの</p> <p>(3) 強化法第2条第24項第3号に掲げる者のうち、2月以内に<u>同条第23項第2号</u>に掲げる創業を行う具体的な計画を有するものであって、会社を設立する日に中小企業者となるもの</p> <p>(4) 強化法第2条第24項第4号に掲げる者であって、中小企業者であるもの</p> <p>(5) 強化法第2条第24項第5号に掲げる者であって、新たに設立される会社が中小企業者であるもの</p> <p>(6) 強化法第2条第24項第6号に掲げる者であって、中小企業者であるもの</p> <p>5～8 （略）</p> <p>（利子助成の額等）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 利子助成の対象額は、前条第1号に規定する資金にあつては1事業者につき融資を受けた額、<u>前条第2号及び第3号</u>に規定する資金にあつては1事業者につき融資を受けた額の2分の1に相当する額を限度とする。</p>

3 利子助成の期間は、前条第1号に規定する資金にあつては融資を受けた日から起算して1年以内、同条第2号及び第3号に規定する資金にあつては融資を受けた日から起算して3年以内とする。

3 利子助成の期間は、前条第1号に規定する資金にあつては融資を受けた日から起算して1年以内、前条第2号及び第3号に規定する資金にあつては融資を受けた日から起算して3年以内とする。

議案第103号参考資料

川口市立グリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立グリーンセンター設置及び管理条例（昭和54年条例第15号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施設）</p> <p>第5条 センターを構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 花木植物園 大温室、日本庭園茶屋、林間教室、きん舎、わんぱく広場、ミニ鉄道、<u>フィールドアスレチック遊具</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 フィールドアスレチック遊具を利用しようとする者は、第1項に定める花木植物園の入園料を納付し、又は年間入園券を提示して花木植物園に入園した後、別表第4に定める利用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>7 フィールドアスレチック遊具を利用することができる者は、小学生以上とする。</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により利用の許可を受けた者は、許可に際し<u>別表第5</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>（目的外使用）</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、<u>別表第6</u>に定める額の範囲内で市長が定める金額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>（施設）</p> <p>第5条 センターを構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 花木植物園 大温室、日本庭園茶屋、林間教室、きん舎、わんぱく広場、ミニ鉄道_____</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により利用の許可を受けた者は、許可に際し<u>別表第4</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>（目的外使用）</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、<u>別表第5</u>に定める額の範囲内で市長が定める金額の使用料を納付しなければならない。</p>

別表第4（第7条関係）

フィールドアスレチック遊具利用料

区 分	利 用 料
一 般	300円
小学生、中学生及び高校生	100円

備考 高校生は、在学証明書を提示した者に限る。

別表第5（第8条関係）

(略)

別表第6（第17条関係）

(略)

別表第4（第8条関係）

(略)

別表第5（第17条関係）

(略)

○ 川口市立グリーンセンター設置及び管理条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、<u>緑化産業</u>の振興を図るとともに、緑地を保全し、市民に憩いの場所及びレクリエーション施設を提供して心身の健康増進に資し、あわせて_____自然科学知識と教養の向上に寄与することを目的として、グリーンセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 センターに<u>植物園</u>を置く。</p> <p>2 <u>植物園には、緑化施設及びレクリエーション施設を設けるものとする。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第4条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 植物等の展示に関すること。</u></p> <p><u>(2) 植物等についての自然科学知識及び緑化技術の普及向上及び研修に関すること。</u></p> <p><u>(3) 植物園の利用に関すること。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、<u>農業</u>の振興を図るとともに、緑地を保全し、市民に憩いの場所及びレクリエーション施設を提供して心身の健康増進に資し、あわせて<u>学術の研究及び青少年の自然科学知識と教養の向上に寄与することを目的として</u>、グリーンセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 花木その他の植物の育種及び新品種の増殖、普及並びに花き園芸技術の向上に関すること。</u></p> <p><u>(2) 農業後継者養成のための研修に関すること。</u></p> <p><u>(3) 植物等についての学術研究及び自然科学知識の普及向上に関すること。</u></p> <p><u>(4) 園芸振興施設、花木植物園、レクリエーション施設及び会議施設の提供に関すること。</u></p> <p><u>(5) 花木植物園、流水プール場及びアイススケート場の管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他第1条に規定する目的にふさわしい事業に関すること。</u></p>

(4) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

第5条 (略)

(利用の手続等)

第6条 植物園に入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納付し、又は同表に定める金額で購入した年間入園券（1年間を通して植物園を利用することができる入園券をいう。以下同じ。）を提示しなければならない。

2 ミニ鉄道を利用しようとする者は、植物園に入園した後、別表第2に定める金額で乗車券又は回数乗車券を購入しなければならない。

3 フィールドアスレチック遊具を利用しようとする者は、植物園に入園した後、別表第2に定める利用料を納付しなければならない。

4 フィールドアスレチック遊具を利用することができる者は、小学生以上とする。

第4条 (略)

(施設)

第5条 センターを構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 園芸振興施設

花き温室、花き球根温度処理所、育種実験室、植物会館、花き集出荷所、原種採種ほ場、展示即売所、園芸研修所

(2) 花木植物園

大温室、日本庭園茶屋、林間教室、きん舎、わんぱく広場、ミニ鉄道、フィールドアスレチック遊具

(3) レクリエーション施設

流水プール場（冬期はアイススケート場）

(4) 会議施設

花木植物園大集会堂

(利用の手続等)

第6条 園芸振興施設（園芸研修所を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者は、市長が指定する期日までに別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

第7条 花木植物園、流水プール場又はアイススケート場を利用しようとする者は、別表第2に定める入園料又は入場料を納付しなければならない。

2 市長は、1年間を通して花木植物園を利用できる入園券（以下「年間入園券」という。）を1枚につき1,070円をもって発行することができる。

3 前項の規定により年間入園券の発行を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、入園の際に当該年間入園券を提示することにより、花木植物園を利用することができる。

4 ミニ鉄道を利用しようとする者は、第1項に定める花木植物園の入園料を納付し、又は年間入園券を提示して花木植物園に入園した後、別表第3に定める乗車賃を納付し、又は次項に定める回数乗車券を購入しなければならない。

5 市長は、ミニ鉄道を利用しようとする者に、3枚綴りの回数乗車券を1組につき530円をもって発行することができる。

6 フィールドアスレチック遊具を利用しようとする者は、第1項に定める花木植物園の入園料を納付し、又は年間入園券を提示して花木植物園に入園した後、別表第4に定める利用料を納付しなければならない。

7 フィールドアスレチック遊具を利用することができる者は、小学生以上とする。

第8条 花木植物園大集会堂又は園芸研修所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者は、許可に際し別表第5に定める使用料を納付しなければならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項又は前条第1項の許可をしない。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第6条第1項又は第8条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、センターの管理上特に必要があると認めるとき、又は許可利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(営利行為の禁止)

第7条 センターの利用者(以下「利用者」という。)は、営利を目的とした催し等を行ってはならない。ただし、市長の許可を受けた者は、この限りでない。

第8条 (略)

第9条 (略)

(目的外使用)

第10条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、センターの施設の一部において飲食物その他物品の販売及び物品の貸付けを行うための使用を許可することができる。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第3に定める額の範囲内で市長が定める金額の使用料を納付しなければならない。

(入園料等の減免及び不還付等)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入園料、年間入園券、乗車券若しくは回数乗車券の購入代金、利用料又は使用料(次項において「入園料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

2 既納の入園料等は、還付しない。ただし、災害その他利用者の責めに帰するこ

2 市は、許可利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(営利行為の禁止)

第12条 センターの利用者\_\_\_\_\_は、営利を目的とした催し等を行ってはならない。ただし、市長の許可を受けた者は、この限りでない。

第13条 (略)

(使用料の減免及び不還付等)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかったとき。

(2) 管理上の必要により利用の許可を取り消したとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

第16条 (略)

(目的外使用)

第17条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、センターの施設の一部を\_\_\_\_\_飲食物その他物品の販売及び物品の貸付けを行うため、その使用を許可することができる。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第6に定める額の範囲内で市長が定める金額の使用料を納付しなければならない。

とができない理由により施設等を利用することができなかつたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 (略)

別表第1 (第6条関係)

(略)

別表第2 (第6条関係)

(略)

第18条 (略)

別表第1 (第6条関係)

(略)

別表第2 (第7条関係)

(略)

別表第3 (第7条関係)

ミニ鉄道乗車賃

単 位	金 額
1人1回につき	220円

別表第4 (第7条関係)

フィールドアスレチック遊具利用料

区 分	利 用 料
一 般	300円
小学生、中学生及び高校生	100円

備考 高校生は、在学証明書を提示した者に限る。

別表第5 (第8条関係)

1 花木植物園大集会堂使用料

室 名	午前9時から	午後1時から	午後5時から
	正午まで	午後4時まで	午後9時まで
ホ ー ル	11,000円	11,000円	16,500円
会議室(1号から9号まで各室)	1,100円	1,100円	1,650円

別表第3（第10条関係）

種 別	使 用 料
飲食物その他物品の販売を行うための使用	(略)
物品の貸付けを行うための使用	

2 園芸研修所使用料

室 名	午前8時から	午後5時から	半日 〔午前8時から正午まで又は 午後1時から午後5時まで〕
	午後5時まで	午後10時まで	
ホ ー ル	1, 100円	1, 650円	660円
日 本 間	330円	550円	220円

別表第6（第17条関係）

種 別	使 用 料
飲食物その他物品の販売を行うための施設利用	(略)
物品の貸付けを行うための施設利用	

議案第104号参考資料

川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>（行為の禁止）</p> <p>第24条 何人も、都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>法第5条第1項若しくは第6条第1項</u>若しくは第3項又は第22条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可を受けた者については、当該許可に係る事項の範囲内においては、この限りでない。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>（権利の譲渡等の禁止）</p> <p>第29条 法第5条第1項若しくは<u>第6条第1項</u>若しくは第3項又は第22条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用させてはならない。</p> <p>（届出）</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は<u>第6条第1項</u>若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了した場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第1（第20条、第21条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 1295 958 1394"> <thead> <tr> <th>公 園 名</th> <th>有 料 施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公 園 名	有 料 施 設		(略)	<p>（行為の禁止）</p> <p>第24条 何人も、都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、<u>法第6条第1項</u>若しくは第3項又は第22条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可を受けた者については、当該許可に係る事項の範囲内においては、この限りでない。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>（権利の譲渡等の禁止）</p> <p>第29条 法第5条第1項、<u>法第6条第1項</u>若しくは第3項又は第22条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用させてはならない。</p> <p>（届出）</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は<u>法第6条第1項</u>若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了した場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第1（第20条、第21条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1295 2002 1394"> <thead> <tr> <th>公 園 名</th> <th>有 料 施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公 園 名	有 料 施 設		(略)
公 園 名	有 料 施 設								
	(略)								
公 園 名	有 料 施 設								
	(略)								

グリーンセンター公園	ミニ鉄道	グリーンセンター公園	ミニ鉄道
	フィールドアスレチック遊具		(略)
	(略)		

議案第105号参考資料

川口市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第63号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）</p> <p>第3章 立体横断施設の構造（第11条—第16条）</p> <p>第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）</p> <p>第5章 自動車駐車場の構造（第19条—第29条）</p> <p>第6章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号。第2条第4号に限る。）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役割の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の例による。</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</p> <p>（歩道）</p> <p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、構造基準条例第44条第1項に規定する</p>	<p>目次</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 歩道等_____（第3条—第10条）</p> <p>第3章 立体横断施設_____（第11条—第16条）</p> <p>第4章 乗合自動車停留所_____（第17条・第18条）</p> <p>第5章 自動車駐車場_____（第19条—第29条）</p> <p>第6章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号。第2条第4号に限る。）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令_____（平成18年国土交通省令第116号）の例による。</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 歩道等</p> <p>（歩道）</p> <p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路_____を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、構造基準条例第45条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

### 第3章 立体横断施設の構造

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の<sup>のり</sup>内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、

3 歩道又は 自転車歩行者道（以下「歩道等」という。） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の  
有効幅員は、当該歩道等 \_\_\_\_\_ の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等 \_\_\_\_\_ の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等 \_\_\_\_\_ の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等 \_\_\_\_\_ の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。） \_\_\_\_\_ の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

### 第3章 立体横断施設

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) かごの<sup>のり</sup>内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、

車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) (略)
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以

車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が\_\_\_\_\_視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) (略)
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以

下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

#### 第4章 乗合自動車停留所の構造

#### 第5章 自動車駐車場の構造

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2・3 (略)

(休憩施設)

第32条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 (略)

下\_\_\_\_\_同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

#### 第4章 乗合自動車停留所

#### 第5章 自動車駐車場

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等\_\_\_\_\_、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2・3 (略)

(休憩施設)

第32条 歩道等\_\_\_\_\_には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等\_\_\_\_\_及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等\_\_\_\_\_及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 (略)